

須坂市農業委員会 令和4年8月総会 議事録

- 1 招集 令和4年8月31日(水) 午後1時30分
- 2 開会 令和4年8月31日(水) 午後1時30分
- 3 閉会 令和4年8月31日(水) 午後1時50分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	16番	坂田 学
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	17番	春原 等
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	18番	中村 嘉博
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	19番	櫻井 清一
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	20番	竹前 清孝
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	21番	大澤 敏志
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 15番 丸山輝幸

- 7 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第9号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員
産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係事務員 中西勇馬

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会8月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、15番丸山輝幸推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。
新型コロナウイルスが依然として猛威を振るう中、いよいよ農作業も収穫時期を迎えてお忙しくなるところ、8月総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは早速 8 月総会に移りたいと思います。
 8 月提出分の 2 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
 それでは、議事に入ります。
 最初に、議事録署名委員の指名を行います。
 須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、2 番松田かよ委員、3 番神林
 秀明委員をご指名申し上げます。
 それでは、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定
 について」申請件数 4 件を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 （議案書に基づき朗読、説明。）
 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。
 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
 No. 1、No. 2 の譲受人ですが、ご高齢のようですが、後継者はいらっしゃるのです
 か。
 息子さんがおります。
 No. 3 ですが、過去、農振から除外した場所ですが、戻すことはあるのですか。
 県から指導があれば戻すこともあり得ます。
 推進委員さんで何かございますか。
 ないようですので、採決いたします。
 議案第 13 号の 4 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願いま
 す。
 挙手全員であります。
 よって、議案第 13 号の 4 件については許可と決定しました。
 次に、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
 利用集積計画の決定について」申請件数 6 件を議題といたします。
 最初に、議案第 18 号の No. 1 から No. 5 までの 5 件について審議します。
 事務局の説明をお願いします。
 （議案書に基づき朗読、説明。）
 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
 No. 1 ですが、アパートにお住まいのようですが、これまで農業経験はありますか。
 （営農計画書に基づき説明。）
 ほかにないようですので、採決いたします。
 議案第 14 号の No. 1 から No. 5 までの 5 件について、決定とするに賛成の農業委員さ
 んは挙手願います。
 挙手全員であります。
 よって、議案第 14 号の No. 1 から No. 5 までの 5 件については、決定とすることに
 決しました。
 次に、議案第 14 号の No. 6 の 1 件について審議します。
 事務局の説明をお願いします。
 （議案書に基づき朗読、説明。）
 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
 ないようですので、これより採決いたします。
 議案第 14 号の No. 6 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願いま
 す。

議長

挙手多数であります。

よって、議案第 14 号のNo.6 の 1 件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 9 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明をお願いします。

事務局
議長

（議案書に基づき朗読、説明。）

この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、8 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。